資料１－１

神奈川県水防計画（案）の変更概要

水位周知海岸の指定に伴う変更

○　概　要

近年、全国的に、洪水のほか、雨水出水・高潮により浸水被害が発生していることを踏まえ、平成27年５月に水防法が改正され、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者及び量水標管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させることが義務となった。（法第13条の２）

このことから、平成31年４月に指定した東京湾沿岸と同様に、相模灘沿岸についても水位周知海岸に指定し、高潮特別警戒水位を定め、当該水位到達時には、市町村長の緊急安全確保の発令の判断に資する情報である高潮氾濫発生情報を発表することとする。

○　高潮特別警戒水位の設定について

⇒資料１－２参照

災害対策基本法等の一部を改正する法律に伴う変更

○　災害対策基本法等の一部を改正する法律（公布：５月10日、施行：５月20日）については、頻発化する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、以下のとおり、避難情報が見直されることとなった。

①　警戒レベル５の「災害発生情報」を「緊急安全確保」に名称変更。

②　警戒レベル４の「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化。

③　警戒レベル３の「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に名称変更。

○　さらに、災害対策基本法等の一部を改正する法律を踏まえ、警戒レベル４相当の「高潮氾濫危険情報」を廃止して、警戒レベル５相当の「高潮氾濫発生情報」に集約・一本化されることから、水防計画の該当箇所を変更することとする。

修正等要素

○　用語の定義に関する記述の修正（２～４頁）

○　県の水防組織の指令班長に砂防海岸課長を追加（８頁）

○　水位周知海岸等における水位到達情報に関する記述の修正（27～29頁）

○　潮位波高観測所一覧表の修正（179頁）

○　水位情報の通知及び周知を行う海岸一覧表の修正（198～199の２項）

報告事項

○　神奈川県水防計画に示されている水位周知海岸における「高潮氾濫発生情報」や水位周知河川における「氾濫危険情報」等の発表様式の文言の変更について、5月20日に関係機関あてに通知。